

■議案第29号 四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

【要旨】

平成25年6月14日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）において介護保険法の一部が改正され、次に掲げる事項が市町村の条例で定めることとされたことから新たに条例を制定するものです。

【条例で定める事項】

1. 指定介護予防支援に関する基準（介護保険法第115条の24第1項及び第2項）
 - （1） 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
 - （2） 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準
2. 基準該当介護予防支援に関する基準（介護保険法第59条第1項第1号）

指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（1に掲げる基準のうち、市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業＝基準該当介護予防支援）に係る基準

これらは、これまで厚生労働省令で基準が定められ運用してきましたが、改正後においては、厚生労働省令で定める基準は条例制定のための基準と位置付けられたため、市町村ではこれらの事項を条例で定めることが必要になりました。

【施行期日】

平成27年3月31日